

【参考②】

◆対象物品と対象外物品の両方に係る役務的費用（作業費等）の対象経費 算出方法（例）

※以下はあくまで一例のため、合理的であれば他の按分方法でも問題ありません。

【例① 台数で按分する場合】

タブレット 45 台購入のうち、40 台が申請対象。搬入費や設定費等は一括で計上されている。

→搬入費や設定費等は全額が対象とはならず、40 台に係る分を対象とする必要あり。

※この例では、搬入費や設定費等がタブレットのみにかかるため、台数により按分する

したがって、

$$\text{(対象となる搬入費)} = \text{(搬入費)} \times 40 / 45 \quad \text{※設定費も同様の計算式にて算出}$$



【1種類の機器のみに係る役務的経費】→台数按分で対象経費を算出

(総台数)に対する(対象台数)の割合分が対象

$$\text{(役務的費用の助成対象経費)} = \text{(役務的費用の金額)} \times \text{(対象となる機器の台数)} / \text{(機器の総台数)}$$

【例② 金額で按分する場合】

タブレット 45 台とプロジェクタ 5 台購入のうち、タブレット 40 台とプロジェクタ3台が申請対象。

搬入費は一括で計上されている。

→搬入費は全額が対象とはならず、タブレット 40 台とプロジェクタ3台に係る分を対象とする必要あり。

※この例では、搬入費がタブレットとプロジェクタの両方にかかるため、金額により按分する

したがって、

$$\text{(対象となる搬入費)} = \text{(搬入費)} \times \frac{\text{(タブレット 40 台とプロジェクタ3台の購入金額合計)}}{\text{(タブレット 45 台とプロジェクタ5台の購入金額合計)}}$$



【複数の種類の機器に係る役務的経費】→金額按分で対象経費を算出。

(該当の役務的経費がかかる機器の購入費総額)に対する、(対象となる機器の金額合計)の割合分が対象

$$\begin{aligned} &\text{(役務的費用の助成対象経費)} \\ &= \text{(役務的費用の金額)} \times \text{(対象となる機器の購入費)} / \text{(該当の役務的費用に係る機器の購入費総額)} \end{aligned}$$